

西宮市立中央病院クリニカルパス委員会実施要綱

(目的)

第1条 この委員会は患者の医療の質を保証するために、疾患や術式などに合わせ、その時に必要かつ適切な治療、看護がわかるように医療チームとして検査、治療、看護を含めた医療行為を標準化することにより、質の高い医療の実現を目指すことを目的とする。

(クリニカルパス)

第2条 以下に掲げる項目のために医療行為の標準化を行うものとする。

- (1) 標準的な検査、看護、治療をもれなく行う
- (2) 患者中心の医療、看護を提供する
- (3) 根拠に基づいた医療を提供する
- (4) コスト計算を導入する

(委員会の設置)

第3条 質の高い医療を実現するためのパス作成に関して検討するためにクリニカルパス委員会を設置する。

(構成)

第4条 委員長は院長が指名したものとし、委員会は、医局、看護部、医療技術部、薬剤部、事務局から選出されたメンバーで構成するものとする。

(会議)

第5条 委員会はメンバーの二分の一の出席をもって成立するものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は経営企画課が処理する。

付 則

この要綱は平成 17 年 8 月 18 日から実施する。

付 則(西宮市立中央病院経営会議規程等の一部を改正する規程 11 条による改正付則)
この要綱は平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

付 則(西宮市立中央病院経営会議規程等の一部を改正する規程 10 条による改正付則)
この要綱は平成 24 年 4 月 1 日から実施する。